

守成クラブ東京立川会場 ダンス部 規約

第1条 (名称)

本部の名称は「守成クラブ東京立川会場 ダンス部」とします。

第2条 (目的)

本部は、守成クラブ東京立川会場の会員がダンスを通じて交流を深め、以下の目的をもって活動を行います。

- ・会員同士の親睦と信頼関係の構築
- ・ダンスを通じた健康増進、体力向上、およびリフレッシュの場の提供
- ・地域社会や守成クラブへの貢献 (イベント出演等)

第3条 (参加資格)

本部の参加資格は以下の通りとします。

- ・守成クラブ東京立川会場の正会員・準会員であること
- ・他会場のゲスト参加は正会員であれば認める
- ・ダンスが好き、またはこれから挑戦する意思があること
- ・本規約に同意し、協力的なコミュニケーションが取れること

第4条 (禁止事項)

ダンス部の健全な運営と安全な交流のため、以下の行為を禁止します。

1. ダンス部の名称の不適切利用：ダンス部の名称・活動を利用して、特定の商材・サービスの販売促進や宣伝活動を行うことを禁止します。
2. 個人情報の取り扱い：ダンス部の名簿や連絡先情報を、部活動の目的以外で使用することを禁止します (個別営業・外部提供・後日の勧誘など)。
3. 公序良俗に反する行為：他の部員や練習施設利用者への迷惑行為、社会的に不適切と判断される行為を禁止します。
4. 協調性および安全性を欠く行動：練習・活動時における安全面を軽視する行為、協調性を著しく欠く行為、またはスタジオ等の利用ルールに反する行為を禁止します。

※規約違反が認められた場合、協議の上で活動参加の停止・除名の措置をとる場合があります。

※必要な対応に費用が生じた場合 (施設の破損等)、当該当事者へ実費を請求することがあります。

第5条 (運営体制)

本部は、顧問および部長によって運営します。部長は、活動企画 (レッスンの手配、練習場所の確保)、日程調整、連絡管理などを担当します。必要に応じて、発表会や懇親会などを開催します。

第6条 (改定)

本規約は、メンバーの合意に基づき、必要に応じて随時改定するものとします。

附則

本規約は2026年3月12日より施行する。